

資料編

## 資料1 道路・公園緑化の法的位置づけ及び道路の建築限界

### (1)道路緑化の法的位置づけ

#### ①道路法(昭和27年6月10日法律第180号)(抄)

(用語の定義)

第二条 省略

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

(道路の構造の基準)

第三十条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

#### ②道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)(抄)

(用語の定義)

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十七 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分を用いる。

(植樹帯)

第十一条の四 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等)

第四十一条 省略

2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項（法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。 省略

#### ③吹田市道路法施行条例(平成25年1月9日条例第9号)(抄)

(市道の構造の基準)

第3条 法第30条第3項の条例で定める基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第41条第2項において準用する同令の規定に定めるとおりとする。

## (2)道路の建築限界

### ①道路構造令(昭和45年10月29日政令第320号)(抄)

(建築限界)

**第十二条** 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）にあつては第二図に示すところによるものとする。

第一図

(一)		(二)	(三)
車道に接続して路肩を設ける道路の車道（(三)に示す部分を除く。）		車道に接続して路肩を設けない道路の車道（(三)に示す部分を除く。）	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路の車道		

この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

H 普通道路にあつては四・五メートル、小型道路にあつては三メートル。ただし、第三種第五級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、四メートル（大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、三メートル）まで縮小することができる。

a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が一メートルを超える場合においては一メートルとする。）、小型道路にあつては〇・五メートル

b 普通道路にあつてはH（三・八メートル未満の場合においては、三・八メートルとする。）から三・八メートルを減じた値、小型道路にあつては〇・二メートル

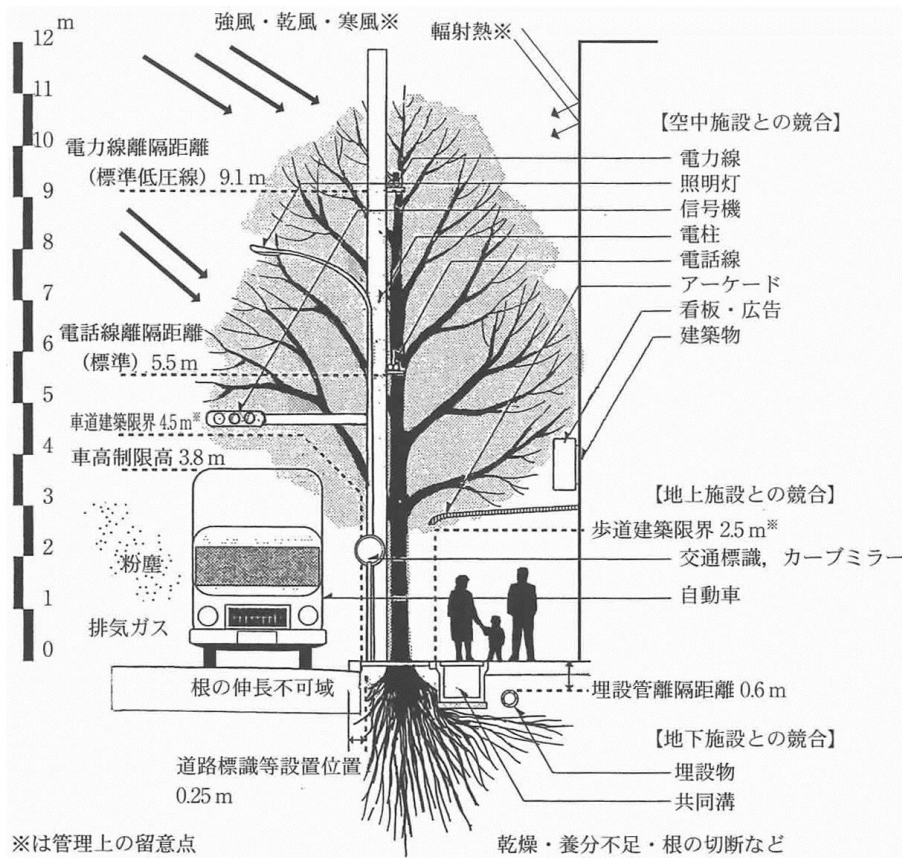
c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの欄及びdの欄に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは〇・二五メートル、dは〇・五メートル

区分		c (単位 メートル)	d (単位 メートル)
第一種	第一級	普通道路	—
		小型道路	〇・五
	第二級	普通道路	〇・二五
		小型道路	〇・五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・二五
		小型道路	〇・五
第二種		〇・二五	〇・七五
第三種		〇・二五	〇・五
第四種		〇・二五	〇・五

e 車道に接続する路肩の幅員（路上施設を設ける路肩にあつては、路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値）

第二図

路上施設を設けない歩道及び自転車道等	路上施設を設ける歩道及び自転車道等



図資 1.1 道路植栽に関わる制約

(引用：道路植栽の設計・施工・維持管理－安全な街路樹・危険な街路樹－(平成 24 年 1 月、中島宏監修 財団法人経済調査会))

### (3)公園緑化の法的位置づけ

#### ①都市公園法(昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号)(抄)

(定義)

#### 第二条 省略

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの

#### ②都市公園法施行令(昭和 31 年 9 月 11 日法律第 290 号)(抄)

(公園施設の種類)

第五条 法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。

(公園施設の構造)

第七条 公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。

## 資料2 道路緑化技術基準(平成27年3月国土交通省都市局長・道路局長通達)

## 道路緑化技術基準

## 第1章 総則

## 1-1 基準の目的

本基準は、道路緑化の一般的技術的基準を定め、その合理的な整備及び管理に資することを目的とする。

## 1-2 適用の範囲

本基準は、道路において、緑化を図る場合に適用する。なお、法面緑化及び防災林の造成については、本基準の対象外とする。

## 1-3 道路緑化の基本方針

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、もって、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

## 1-4 用語の定義

## 1 道路緑化

道路において、樹木、地被植物若しくは草花（以下、「樹木等」という。）を保全又は植栽し、これらを管理することをいう。

## 2 道路植栽

道路において、保全又は植栽され、管理された樹木等をいう。

## 3 高木

道路植栽のうち、主に並木等の単木として使用する樹木をいう。

## 4 中・低木

道路植栽のうち、主に列植や群植として使用する樹木をいう。なお、一定の樹高を有し遮蔽機能を有するものを中木、それより低いものを低木という。

## 5 地被植物

道路植栽のうち、芝、木本植物、草本植物、つる性植物、ササ類等の地表面を被覆する樹高の低い植物をいう。

## 6 草花

道路植栽のうち、花等の草本植物をいう。ただし、5の地被植物を除く。

## 7 植栽地

道路において、樹木等を保全又は植栽する場所をいう。

## 8 環境施設帯

植樹帯、路肩、歩道、副道等で構成される、幹線道路における沿道の生活環境を保全するための道路の部分の部分をいう。

## 9 植栽基盤

植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えている土層をいう。

## 第2章 整備

## 2-1 計画

1) 道路計画においては、地域に求められる緑化の機能を考慮し、植栽地を適切に配置することが望ましい。

2) 植栽地の配置を計画する場合は、安全かつ円滑な交通の確保に留意しなければならない。

3) 植栽地の意匠並びに樹木等の基本的な構成及び配置の決定にあたっては、気象条件、緑化等に関する地域の計画との整合、沿道状況、美しい景観形成、想定される維持管理水準（剪定頻度等をいう。以下同じ。）等に留意することが望ましい。

4) 道路の整備が予定されている区域内に保存の必要性が高い植物がある場合は、その存置や移植を検討しなければならない。

## 2-2 設計

1) 植栽設計（植栽地の平面配置、樹種等、樹木等の具体的構成や配置の決定）にあたっては、地域に求められる緑化の機能を考慮するとともに、安全かつ円滑な交通の確保や他の構造物の保全、植栽基盤、想定される維持管理水準、周辺の植生への影響等に留意しなければならない。

2) 高木を植栽する場合は、植栽しようとする樹種の成長特性等を理解の上、目標とする樹形、樹高を想定し、植栽する道路空間や維持管理水準に見合った樹種、植栽間隔とすることが望ましい。

3) 中・低木を植栽する場合は、供用後の枝葉の繁茂や剪定頻度等も考慮に入れ、交差点内の視距や横断歩道を横断している又は横断しようとする歩行者等の視認性、歩行者や車両の通行空間の確保に支障を生じないように留意しなければならない。

4) 植栽地において雑草の発生等が見込まれる場合は、地被植物等を植栽することが望ましい。

5) 他の構造物の点検や維持修繕が困難となる場所は、植栽地としてはならない。また、樹木等の具体的構成や配置の決定にあたっては、樹木等の成長により他の構造物に影響が生じないように留意しなければならない。

6) 環境施設帯は、沿道環境が適切に保全されるように樹木等の具体的構成や配置を定めなければならない。また、幼木の植栽により樹林を造成する場合は、成長に応じた間伐等を考慮し、樹木等の具体的構成や配置を設計することが望ましい。

### 2-3 施工

- 1) 樹木等の植栽は、植物や地域の特性に応じた時期や手法を踏まえて行うことが望ましい。また、植栽の活着状況に応じた適切な保護養生を行うことが望ましい。
- 2) 既存の樹木等の存置又は移植にあたっては、保全対策を講じることが望ましい。

## 第3章 管理

### 3-1 道路巡回

- 1) 樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めなければならない。
- 2) 通常巡回においては、落枝、枯損樹木、横断している、若しくは横断しようとする歩行者等又は道路標識の視認性への影響の有無等を確認することに努めなければならない。
- 3) 定期巡回においては、落枝、枯枝、枯損樹木の有無等の確認のほか、キノコ等の発生、他の構造物への干渉等の枯損や倒伏に繋がる事象を確認することに努めなければならない。
- 4) 台風や大雪、地震等の異常気象時や災害発生時においては、異常時巡回により、樹木の被災状況及び道路交通等への影響を確認しなければならない。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常巡回や定期巡回により確認された異状又はその兆候を踏まえ、枯枝の除伐等の事前の保護対策を講じることが望ましい。
- 5) 異状又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による調査を行うなどの方法により、樹木の健全度について確認し、安全の確保の観点から対策の必要性及び緊急性を判断したうえで、必要な対策を適切に行わなければならない。

### 3-2 道路植栽及び植栽地の管理

- 1) 道路植栽の健全な生育及び緑化機能の維持向上、道路巡回で確認された事象への対応、道路利用者等の安全への影響の未然防止を図るため、剪定、除草、病虫害防除、灌水等を適切な時期に行うことが望ましい。
- 2) 日本風景街道等の美しい景観形成が必要な地域や、景観法に基づく景観重要公共施設においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、十分な剪定や除草等の頻度を確保し、適切な方法で措置を講じることが望ましい。
- 3) 草花は定期的な植替えが前提となることから、季節に応じた計画的な植替えを行えるよう、沿道住民等との協働等、継続的な管理体制を構築することが望ましい。

### 3-3 樹木の更新

- 1) 樹木については、道路利用者等の安全確保を考慮して、落枝、病虫害・空洞等の活力低下が確認され、倒伏等に繋がるおそれがある場合、大径木化による道路交通や他の構造物への影響等が確認あるいは想定される場合には、危険回避のための除伐や未然防止のための更新その他の措置の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じなければならない。
- 2) 大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的な更新を行うことが望ましい。
- 3) 更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討することが望ましい。

## 資料3 都市公園技術標準《修景施設編》(昭和56年4月通達)

## 都市公園技術標準《修景施設編》

## 第1章 修景施設工

## 1-1 適用範囲

本標準は、都市公園における修景施設工のうち、植栽工に適用する。ただし、地域の特性その他の事情により不適当と認められる場合には、この標準によらないことができる。

## 1-2 基本方針

都市公園の植栽工は、公園の主要な機能の一つである自然的環境の確保・提供にあつて、自然の秩序や植物の特性を配慮しつつ、公園の目的に適した快適かつ合理的な植栽空間を整備することを目的とする。

## 1-3 計画

## 1-3-1 調査

植栽の計画に先立ち、公園の種類、規模、性格をふまえ、敷地及び周辺の自然的・社会的環境を調査検討する。

## 1-3-2 計画

植栽の計画は、基本方針に基づき、計画と条件、自然条件、土地条件調査等の結果をふまえ、次の事項を総合的に検討して策定する。

- (1) 既存植生の保全・利用
- (2) 植栽地のゾーニング
- (3) 植栽植物の選択と植栽の構成
- (4) 植栽地環境の整備・改善
- (5) 植栽と他の公園施設との関係
- (6) 施工計画の概要
- (7) 管理計画の概要

## 1-3-2-1 既存植生の保全・利用

植栽の計画に当たっては、既存植生の有効な保全を図るとともに、移植等による利用についても配慮する。

既存植生の保全・利用計画は、計画と条件や自然条件・土地条件調査等の結果をふまえ、次の事項を総合的に検討して策定する。

- (1) 保全・利用する既存植生の区域
- (2) 保全・利用する既存植生(優れた既存樹木等)
- (3) 保全方法
- (4) 利用方法

## 1-3-2-2 植栽地のゾーニング

植栽の計画に当たっては、計画目的に適した植栽植物を配置するため、植栽地のゾーニングを計画する。

ゾーニングの計画では、公園の種類、規模、性格、利用予測、環境条件等をふまえ、各ゾーンの植栽方針、主要な導入種等を検討するとともに公園全体としても、合理的で均衡のとれた植栽計画となるよう次の事項について総合的に検討し計画を策定する。

- (1) 植栽と景観(ランドマーク、修景等)
- (2) 植栽と環境(防災、気象調節、緩衝効果等)
- (3) 植栽と公園利用(休憩、レクリエーション、観賞等)
- (4) その他(学術的、文化的、教育的価値等)

## 1-3-2-3 植栽植物の選択と植栽の構成

植栽地のゾーニングに基づき主要な植栽植物を選択し、あわせて、高木、低木、地被の組合せ等、植栽の構成を計画する。

これらの計画は、環境調査の結果をふまえ、次の事項を総合的に検討して策定する。

- (1) 植栽の目的、機能との整合
- (2) 諸環境条件への対応
- (3) 植栽規模、植栽密度等

## 1-3-2-4 植栽地環境の整備・改善

植栽地の環境が植栽する植物の生育に不適当な場合には、必要に応じ、環境の整備、改善計画を検討する。

この計画は、自然条件、土地条件調査等の結果に基づき次の事項を総合的に検討して策定する。

- (1) 気象的環境条件への対応(温度、湿度、風、降雨量等)
- (2) 土地的環境条件への対応(地形、土質、土壌等)
- (3) 生物的環境条件への対応(病害虫等)
- (4) 公園利用に伴う障害への対応(損傷、踏圧等)

## 1-3-2-5 植栽と他の公園施設との関係

植栽計画は他の公園施設の計画とも整合した計画とする。

これらの整合を図るため、植栽計画に当たっては関連する施設の計画内容を十分に把握するとともに、次の事項を検討して計画を策定する。

- (1) 機能的な整合
- (2) 景観的な均衡
- (3) 公園利用と植栽保護

## 1-3-2-6 施工計画の概要

植栽計画は施工についても十分配慮した計画とする。計画にあたっては、植栽する植物の特性を十分に把握するとともに、他の公園施設の施工計画及び現場の立地条件等をふまえ、次の事項を検討する。

- (1) 植栽適期
- (2) 施工工程
- (3) 施工方法

## 1-3-2-7

植栽計画は、植栽された植物が健全な生育を続けられるよう、管理計画についても十分配慮した計画とする。

## 1-4 設計

植栽の設計に当たっては、計画の検討結果に基づき、次の事項を検討する。

- (1) 既存植生の保全・利用
- (2) 植栽地の基盤造成
- (3) 樹木植栽等
- (4) 地被植栽等
- (5) 付帯施設

## 1-4-1 既存植生の保全・利用

既存植生の保全・利用の設計に当たっては、計画の検討結果に基づき次の事項を検討する。

- (1) 保全（保全工事と関連工事との調整、間伐、下刈り、補植等）
- (2) 移植（移植方法、運搬方法）

## 1-4-2 植栽地の基盤造成

植栽地の基盤造成の設計にあたっては、自然環境調査及び植栽計画に基づき、必要に応じ、次の事項を検討する。

- (1) 有効土層（有効土層の確保、耕起等）
- (2) 盛土（表土利用、客土）
- (3) 土壌改良（物理性、科学的の改良）
- (4) 排水（地表面排水、地下排水）
- (5) その他（ガレキ、埋設物除去）

## 1-4-3 樹木植栽等

樹木植栽及び生垣植栽の設計に当たっては、次の事項を検討する。

- (1) 樹種
- (2) 品質寸法規格
- (3) 配植（平面構成、断面構成）
- (4) 植付土
- (5) 施工
- (6) 管理

## 1-4-4 地被植栽等

地被植栽、花壇植栽及び法面緑化の設計に当たっては、次の事項を検討し設計する。

- (1) 種類
- (2) 品質寸法規格
- (3) 配植
- (4) 植付土
- (5) 施工
- (6) 管理

## 1-4-5 付帯施設

植栽の設計に当たっては、設計内容に応じ、支柱等、付帯施設を検討する。



## 資料4 道路樹木管理基礎シート(記入例)


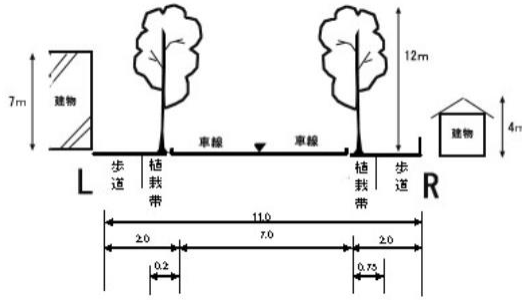
区間番号

〇〇〇

## 道路樹木管理基礎シート

作成: 2017年10月23日

路線番号	〇〇〇〇-〇〇	路線名	△△町〇号線
対象区間	△△駅交差点 ~ △△町〇丁目〇番地先		
対象区間距離	2.1km	台帳図面No.	〇〇-〇.〇〇-〇.〇〇-〇
台帳樹木No.	□□〇~□□〇,□□〇,□□〇		

沿道・道路情報				
沿道土地利用				
<input checked="" type="checkbox"/> 住宅地 <input type="checkbox"/> 商業地 <input type="checkbox"/> 工業地 <input type="checkbox"/> その他( )				
車道構造			歩道構造	
車道幅員	中央分離帯幅員	車線数	歩道幅員	植樹帯(柵)幅員
20.0m	1.2m	4車線	2.5m	1.0m
			植樹帯(柵)幅員	歩道有効幅員
			1.0m	1.5m
植栽情報				
主な植栽形態				
<input type="checkbox"/> 植樹柵 <input checked="" type="checkbox"/> 植樹帯 <input type="checkbox"/> 緑地帯 <input checked="" type="checkbox"/> 中央分離帯(ロータリー含む) <input type="checkbox"/> 法面 <input type="checkbox"/> その他( )				
樹種	数量	樹高	幹周	植栽間隔
カリナポプラ	10本	30.0m	12.0m	6m
ニセアカシア	34本	12.5m	1.8m	
イロハモミジ	21本	3.5m	0.4m	
	本	m	m	
その他情報				
市民要望	・隣接市民からの落葉苦情が多い。			
市民協働	・緑あふれる未来サポーター(〇〇会)が清掃、草刈、花壇管理を実施			
特記事項	・根上りによる縁石・舗装の損傷が激しく、通行の支障となっている。 ・高所作業車設置不可能箇所があり、剪定管理が困難。			
写真		断面模式図		
				

## 資料5 道路樹木再整備方針シート(記入例)

区間番号

〇〇〇

## 道路樹木再整備方針シート

作成:2017年10月23日

路線番号	〇〇〇〇-〇〇	路線名	△△町〇号線
対象区間	△△駅交差点 ~ △△町〇丁目〇番地先		
対象区間距離	2.1km	台帳図面No.	〇〇-〇.〇〇-〇.〇〇-〇
台帳樹木No.	□□□~□□□,□□□,□□□		

道路樹木の諸問題及び再整備の必要性					
植栽本数	100本	伐採本数	45本	伐採割合	45%
健全度調査結果	A	B	C	D	E
	0本	10本	5本	5本	0本
道路附属物との競合	20箇所(横断防止柵との接触が多くあり、損傷の程度も大きい。一部では標識との接触がある。)				
根上り	10箇所(縁石・舗装の損傷が激しい。)				
健全な樹形及び良好な景観の維持	容易	/	普通	/	困難
再整備の必要性	必要 / 不要				



道路の基本的な特性	
地域特性	住居系地域優先型 / 商業系地域優先型 / 工業系地域優先型
交通特性	車両利用優先型(4車線・歩道有) / 車両・自転車・歩行者利用優先型(2車線・歩道有) / 自転車・歩行者利用優先型(1車線・歩道有) / 自転車・歩行者利用優先型(1車線・歩道無)
ネットワーク特性	主要な道路 / 幹線道路 / 一般道路
道路分類	高規格道路 / 主要な道路 / 住居地域の幹線道路 / 住居地域の車両利用優先型一般道路 / 住居地域のその他一般道路 / 商業地域の道路 / 工業地域の道路 / 狭小な一般道路
道路のその他特性	
駅前通り等シンボルロード / 伝統文化道路 / 愛称道路 / 緊急避難経路 / 通学路 / 緑化重点地区内道路 / その他(第2次みどりの基本計画重点プロジェクト)	
道路の特性	
<p>近隣自治体との広域交通ネットワークを担う地域高規格道路であり、近隣センター沿いの近隣商業地域を除き、住居系地域に配置されている。都市計画道路に位置づけられており、4車線車道、中央帯、両側歩道による道路構造を持ち、歩道幅員は広い。</p> <p>△△駅~△△駅を連結するシンボルロードであり、「△△△△通り」の愛称で親しまれている。第2次みどりの基本計画において、当該道路緑化が重点プロジェクトに設定されている。</p>	
再整備の方針	
<p>大木となる並木を創るとともに、積極的にアプト花壇を設けるなどして、緑化機能を総合的に発揮させ、シンボルロードとしての風格を形成する。また、大阪府との連携・協働により、隣接する府営住宅の建替えに併せて接道部の緑化を誘導するなど、道路と沿道を一体的にデザインし、花とみどり豊かな景観を創出する。</p>	

## 資料6 道路樹木樹形管理シート(記入例)

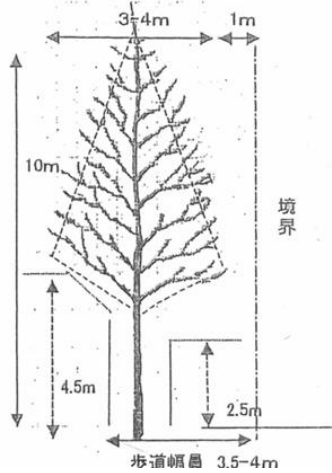
区間番号

〇〇〇

## 道路樹木樹形管理シート

作成:2017年10月23日

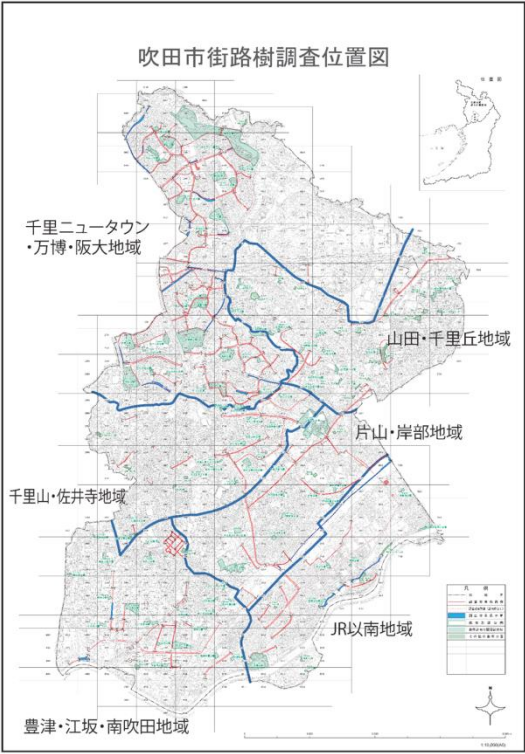
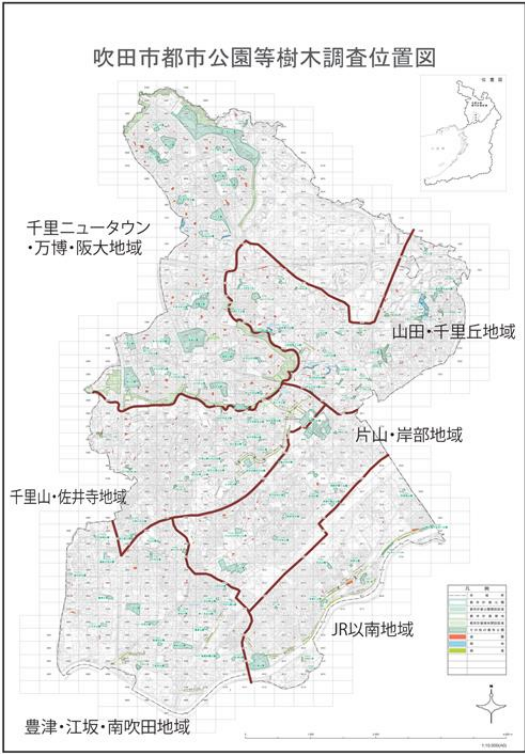
路線番号	〇〇〇〇-〇〇	路線名	△△町〇号線
対象区間	△△駅交差点 ~ △△町〇丁目〇番地先		
対象区間距離	2.1km	台帳図面No.	〇〇-〇,〇〇-〇,〇〇-〇
台帳樹木No.	□□〇~□□〇,□□〇,□□〇		

管理目標		
2年に1回の剪定で緑陰形成を主とし、ぶつ切りや枝おろしは行わず、緑量を確保する。車道側の枝はのびし、歩道側は民地との境界から1mのクリアランスを設ける。		
樹種	樹種	樹種
イチョウ		
目標樹形	目標樹形	目標樹形
 <p>境界</p> <p>歩道幅員 3.5-4m</p>		
剪定方法	剪定方法	剪定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬期剪定とする。</li> <li>・枝先にコブをつくらないようにする。</li> <li>・枯れ枝、ひこばえ、胴ぶき、徒長枝等の不要枝を取り除く。</li> </ul>		
剪定作業時の注意点	剪定作業時の注意点	剪定作業時の注意点
歩行者、通行量が多いため安全に留意する。		
備考		

## 資料7 樹木健全度緊急調査結果の概要

### (1)調査概要

表資 7.1 調査概要

目的		
吹田市が管理する樹木の予防保全的な維持管理を計画的に進めることにより、市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、みどりの機能を増進させ、まちを良好な状態に保持するため。		
実施期間		
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年（2014 年）12 月 24 日～平成 27 年（2015 年）1 月 30 日</li> <li>平成 27 年（2015 年）5 月 27 日～平成 28 年（2016 年）3 月 31 日</li> </ul>		
対象路線		
街路樹	公園樹木	
市内の市が管理する街路樹を植栽した全ての路線	市内の市が管理する全ての公園緑地	
 <p>吹田市街路樹調査位置図</p> <p>千里ニュータウン・万博・阪大地域</p> <p>山田・千里丘地域</p> <p>片山・岸部地域</p> <p>千里山・佐井寺地域</p> <p>JR以南地域</p> <p>豊津・江坂・南吹田地域</p>	 <p>吹田市都市公園等樹木調査位置図</p> <p>千里ニュータウン・万博・阪大地域</p> <p>山田・千里丘地域</p> <p>片山・岸部地域</p> <p>千里山・佐井寺地域</p> <p>JR以南地域</p> <p>豊津・江坂・南吹田地域</p>	
対象樹木		
街路樹	公園樹木	
市が管理する街路樹の低木性樹種を除く全て	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が管理する公園緑地の原則として 3m 以上の高木</li> <li>ただし、原則として境界沿いの 1 列目のみ</li> <li>その他各種条件によって選定基準を設定</li> </ul>	
調査方法		
項目	対象	内容
事前調査	全て	調査対象樹木の状況（本数、位置、延長、樹種、植栽時期、事故発生履歴など）を把握するため、街路樹・公園樹木の本数を現地を確認。あわせて、既存資料を活用し、必要な情報を補足。
予備診断	全て	「街路樹の倒伏対策の手引き（平成 24 年 1 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）（以下、「街路樹の倒伏対策の手引き」という。）に基づき、樹木形状、活力状況、樹体（地上部）の欠陥などを診断し、健全度についての所見を記録。
外観診断	予備診断において、樹体の欠陥に起因する危険性が高いと判断したもの。（危険性が明らかで伐採が必要なもの、予備診断の結果のみで処置内容が判断できるものを除く）	「街路樹の倒伏対策の手引き」に基づき、樹体（地上部・根系）における欠陥の有無や重要度などを診断。また、植栽環境（生育条件・障害対象）を調査。
精密診断	外観診断において、樹皮の異常、空洞、腐朽、隆起、子実体、昆虫により倒伏・落枝れが発生する危険性があると判断したもの、打診音異常、樹体の揺れを確認・推測したもの。	貫入抵抗値測定機器（レジストグラフ）を用いて腐朽割合や健全材の厚さを計測。また、根株または根系における腐朽などを予測した場合は、土壌掘削による根系調査を実施。

## 予 備 診 断 カ ル テ

診断日: 2015 年 10 月 15 日

診断者:  

基本情報	路線名	5053 五月が丘南線		全景写真 
	樹木番号	WD0479	図面番号 2813	
	樹種名	ナンキンハゼ		
	場所	吹田市五月が丘南		
樹木形状	樹高	8.2m		
	幹周	1.07m		
	枝張り	5.5m		
	枝下高	歩道 3.0 m ・ 車道 3.9 m		
	不自然な傾斜	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 安全・ <input type="checkbox"/> 危険 )	
	樹高/幹径	24 倍		
	枝長/枝径	35 倍		
活力状況	樹勢	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input checked="" type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E		
	病虫害	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 病名・虫名	
欠陥	枯れ枝	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( 4 本、地上約 3m、枝直径約 13cm、枝長約 1.5m(最大) )	
	ぶら下がり枝	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	空洞	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	腐朽	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	子実体	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	打診音異常	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	鋼棒貫入異常	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	亀裂	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	不完全結合	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	隆起	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
	樹体の揺らぎ	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 ( )	
特記事項	枝の境界越え。根株に樹皮枯死欠損あり。			
写真 スケッチ				
	枝の境界越え			枯れ枝
				樹皮枯死欠損
予備診断の 評価結果	外観診断の 必要性	<input type="checkbox"/> 必要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	理由	
	緊急的な 改善処置の 必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	理由	枝下高・車道 4.5m 以下・樹勢(少し悪い)・枯れ枝・その他 (枝の境界越え)
			処置方法	剪定・樹勢回復

図資 7.1 予備診断カルテ

外観診断カルテ

調査年月日：2015年10月15日

調査者：

基本情報	路線名	5053 五月が丘南線	樹木番号	WD0478	図面番号	2713	全景写真 	
	樹種名	ナンキンハゼ	場所	吹田市五月が丘南				
	植栽年	1986	前回調査年	未実施				
	管理履歴	不定期(必要に応じ)						
生育状況	樹木形状	樹高	8.0 m					
		幹周	1.22 m					
		枝張り	6.3 m					
		枝下高	歩道 3.4 m・車道 4.0 m					
		不自然な傾斜	■無 □有(□安全・□危険)					
		樹高/幹径	21 倍					
		枝長/枝径	25 倍					
		樹齡	約 50 年					
	樹冠形状	人工樹形						
	活力状況	樹勢	□良い		■普通		□少し悪い □悪い □枯死	
葉の生育状況		□良い		■普通		□少し悪い □悪い □枯死		
傷口材の成長		□良い		■普通		□少し悪い □悪い □なし		
病害		■無 □有		病名				
虫害	■無 □有		虫名					
地上部の欠陥	枝	結合部	①幹との結合部の腐朽(子実体)	■無 □有		[ ]		地上部の欠陥写真 
			②樹皮を巻き込んだ結合	■無 □有		[ ]		
			③穿孔害虫	■無 □有		[ ]		
		本体	④枯れ枝	□無 ■有		[ E ]		
			⑤ぶら下がり枝	■無 □有		[ ]		
			⑥腐朽・空洞・樹皮の枯死等	■無 □有		[ ]		
			⑦亀裂	■無 □有		[ ]		
			⑧枝葉の偏り(ライオンテイル)	■無 □有		[ ]		
			⑨主幹切断部の腐朽	■無 □有		[ ]		
	幹	本体	①開口空洞	■無 □有		[ ]		
			②腐朽(子実体)	□無 ■有(大)		[ E ]		
			③亀裂	■無 □有		[ ]		
			④樹皮枯死・欠損	■無 □有		[ ]		
			⑤隆起	■無 □有		[ ]		
			⑥打診音異常	■無 □有		[ ]		
			⑦不完全な結合	■無 □有		[ ]		
		結合部	⑧昆虫	■無 □有		[ ]		
			⑧昆虫	■無 □有		[ ]		
根株	本体	①腐朽(子実体)	■無 □有		[ ]		地下部の欠陥写真 	
		②鋼棒貫入異常	■無 □有		[ ]			
		③根株の切断	■無 □有		[ ]			
		④ガードリングルート	■無 □有		[ ]			
		⑤縁石の巻き込み	□無 ■有(小)		[ B ]			
		⑥樹体の揺れ	■無 □有		[ ]			
	基盤	⑦土壌との隙間	■無 □有		[ ]			
		⑧昆虫	■無 □有		[ ]			
		⑧昆虫	■無 □有		[ ]			
地下部の欠陥	露出根	①露出根の切断	■無 □有		[ ]			
		②露出根の腐朽	■無 □有		[ ]			
		③露出根皮の枯死・欠損	■無 □有		[ ]			
		④土壌の盛り上がり	■無 □有		[ ]			
	地中根	⑤特殊な植栽基盤	■無 □有		[ ]			
		⑥土壌の流出	■無 □有		[ ]			
		⑦土壌の固結	■無 □有		[ ]			
		⑧周辺工事の影響	■無 □有		[ ]			

野生動物の利用			
外観評価	生育状況	B	
	危険度	E	
		所見 (精密診断の必要性)	精密診断の必要性・無し 腐朽が認められるものの局所的であり、内部腐朽の程度は小さいと推定される。

精密診断	地上部	腐朽割合	
		健全材厚の割合	
	地下部	根系の腐朽割合	

総合評価	D	所見	腐朽面は広いものの、その進行は一部にとどまり、傷口材の成長もみられることから、危険性は高くないと判断される。また、枯れ枝剪定によって枯れ枝の危険性 E は除外。
------	---	----	--

図資 7.2 外観診断カルテ

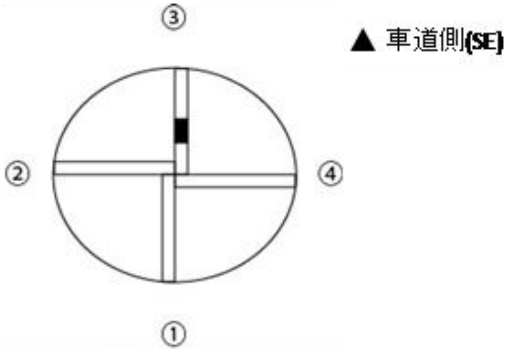
## 外観診断カルテ（植栽環境調査）

樹木番号		YC0333		
立地平面図		周辺環境写真		
<p>YC0333</p>				
生育条件 ・ 保護材	気象による影響			
	支柱の損傷・食い込み	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	支柱なし	
	支柱の結束不良	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	支柱なし	
	踏圧防止板の損傷・食い込み	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	踏圧防止板なし	
	縁石の損傷・食い込み	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	舗装の損傷	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
障害対象	植栽地	周辺の土地利用	住居地域（都市部）	
	植栽地形状	植樹帯		
	障害対象	利用者	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	自動車・自転車・歩行者
		建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		交通施設(信号・標識等)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		その他施設	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		架空線	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
		視距	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有			
写真添付欄				

図資 7.3 外観診断カルテ（植栽環境調査）

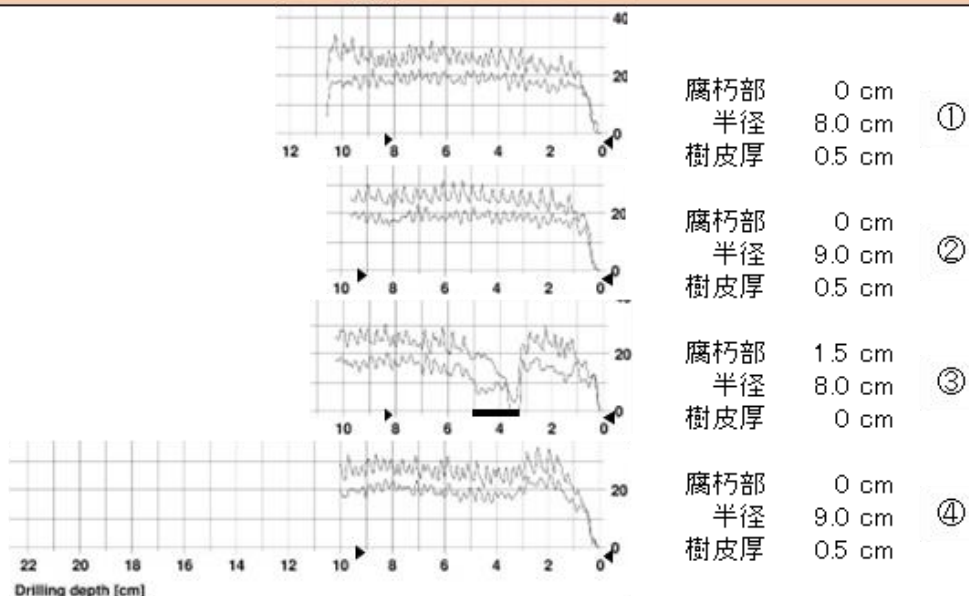
精密診断カルテ（貫入抵抗値調査票）

測定年月日：2016年1月8日

路線名	5055 佐井寺佐井寺南が丘線	樹種	トウカエデ	樹木番号	WD0559	図面番号	2911	
測定者							樹木写真及び測定位置	
使用機種	レジストグラフPD500	測定高さ	240 cm					
測定直径	↕ 16 cm	↔	18 cm					
想定断面図								
想定断面図による腐朽割合	A		0 %					
健全材厚の割合(平均)								
健全材の厚さ/幹の半径①		/		=				
健全材の厚さ/幹の半径②		/		=				
健全材の厚さ/幹の半径③		/		=				
健全材の厚さ/幹の半径④		/		=				
平均値								

特記事項 穿孔虫の侵入跡は、樹皮表面と材の一部にとどまっており、危険性は低い。

出力データ



(ドリリンググラフ+フィードグラフ)

※半径は樹皮厚を含む

凡例



… データの終点



… 健全部



… 腐朽部



… データの開始

図資 7.4 精密診断カルテ（貫入抵抗値調査票）



## (2) 診断結果

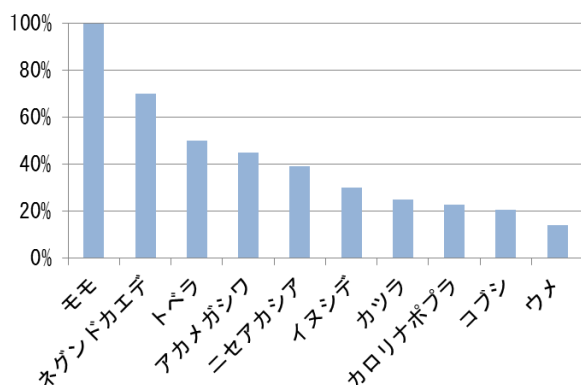
表資 7.2 診断本数・1日当たり診断本数・伐採判定本数

区分	診断本数			1日当たり診断本数			伐採判定本数
	予備診断	外観診断	精密診断	予備診断	外観診断	精密診断	
街路樹	12,134 本 (100%)	905 本 (7%)	617 本 (5%)	53.4 本/班	7.5 本/班	5.5 本/班	577 本 (5%)
公園樹木	8,040 本 (100%)	861 本 (11%)	669 本 (8%)	52.0 本/班	10.4 本/班	7.9 本/班	430 本 (5%)

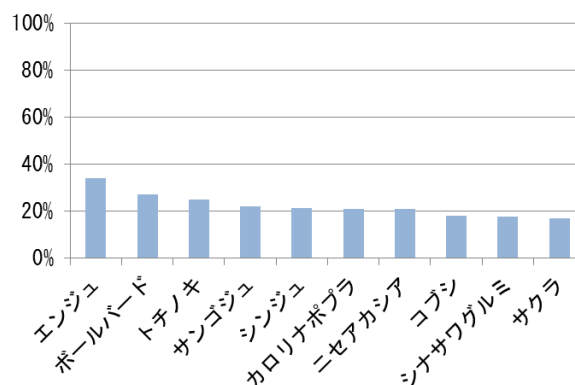
※割合は、予備診断の本数に対する

※1日当たり診断本数の予備診断は、平成27年度（2015年度）実施分（街路樹11,955本・公園樹木7,845本）について集計

※診断日数は、ナンバーテープの取り付け、診断、図の記録、補足診断の日数を合計



図資 7.5 街路樹の樹種別伐採判定率上位10種



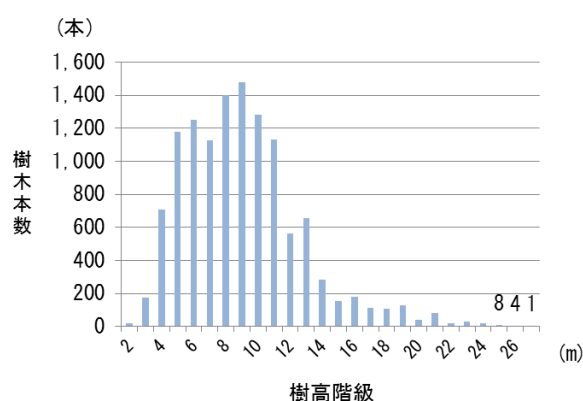
図資 7.6 公園樹木の樹種別伐採判定率上位10種

## (3) 調査対象樹木の規格・寸法に係る分析結果

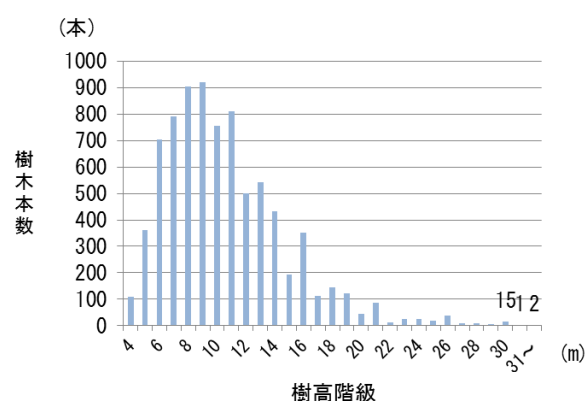
表資 7.3 街路樹・公園樹木の規格

区分	樹高		幹周		枝張	
	範囲	平均	範囲	平均	範囲	平均
街路樹	1.0~27.0m	8.2m	0.05~5.58m	0.775m	0.2~22.0m	5.4m
公園樹木	3.0~31.0m	9.7m	0.09~5.03m	1.08m	0.5~22.6m	6.2m

※株立木の幹周は、複数幹の測定値の総和の7割として算出



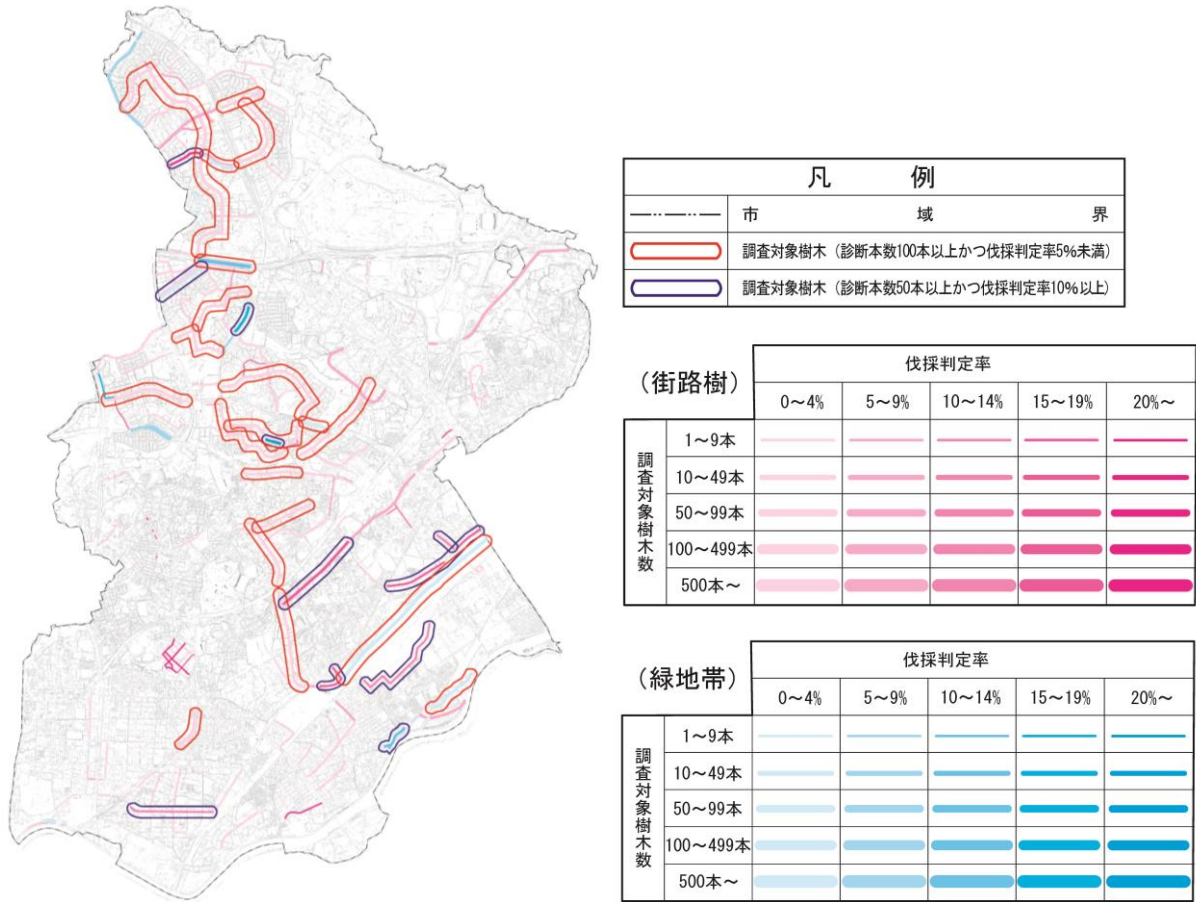
図資 7.7 街路樹の樹高のばらつき



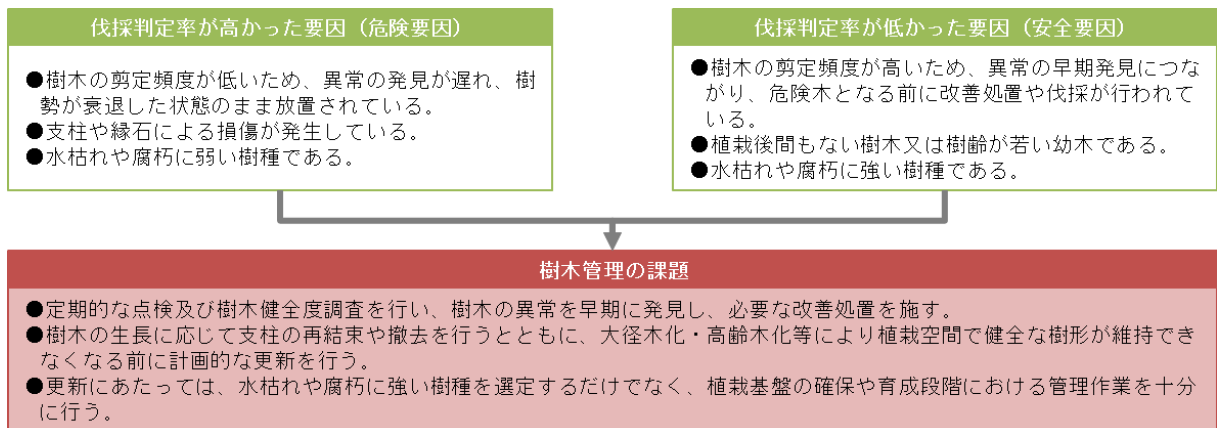
図資 7.8 公園樹木の樹高のばらつき

(4) 調査により明らかとなった道路樹木管理の課題

道路樹木について、調査結果を基に路線別の伐採判定要因を分析したところ、図資 7.10 に示す要因及び樹木管理の課題が確認されました。



図資 7.9 街路樹診断結果図



図資 7.10 樹木健全度調査により明らかとなった樹木管理の課題

## 資料8 市民の花・市民の木

表資 8.1 市民の花・市民の木

市民の花 さつき	市民の木 くすのき
 <p>鉢植えて手軽にきれいな花が楽しめ、公園などにも適していることから、昭和 45 年に市制 30 周年を記念して公募により選定されました。</p>	 <p>生命力が強く長命で、巨木となり、形もきれいなため、学校、公園、街路などの緑化に適しています。市内には多くの古木があり、市民に親しまれています。市民の木として昭和 53 年に選定されました。</p>

## 資料9 指針の策定経過

指針の策定にあたっては、市の助言機関として「(仮称)吹田市樹木適正管理指針策定検討会議」を設置し、様々な検討を行いました。



検討会議

表資 9.1 指針の策定経過

会議	開催年月日	主な検討内容
第 1 回検討会議	平成 28 年 (2016 年) 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針の骨子案</li> <li>吹田市の道路・公園樹木を取り巻く状況</li> </ul>
第 2 回検討会議	平成 28 年 (2016 年) 12 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木健全度調査の分析結果</li> <li>道路・公園樹木の適正管理目標</li> <li>道路樹木の適正管理方針の骨子</li> </ul>
第 3 回検討会議	平成 29 年 (2017 年) 3 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路樹木の適正管理方針に沿った取組 (適正管理方針 1)</li> </ul>
第 4 回検討会議	平成 29 年 (2017 年) 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路樹木の適正管理方針に沿った取組 (適正管理方針 2~4)</li> </ul>
第 5 回検討会議	平成 29 年 (2017 年) 8 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>多変量解析 (数量化 3 類及びクラスター分析) を用いた並木の分類</li> <li>道路樹木の適正管理方針に沿った取組 (適正管理方針 1~4)</li> </ul>
第 6 回検討会議	平成 29 年 (2017 年) 9 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路樹木の適正管理に係る諸々のシート</li> <li>公園樹木の適正管理方針に沿った取組 (適正管理方針 1~4)</li> </ul>

表資 9.2 (仮称)吹田市樹木適正管理指針策定検討会議委員名簿

		氏名	団体・役職
委員長	公園緑地に関する学識経験者	上楠木 昭春	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 緑地環境科学専攻 教授
副委員長	道路に関する学識経験者	川口 将武	大阪産業大学 デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 講師
委員	街路樹に関し 専門的知識又は経験を有する者	中島 洋一	一般社団法人街路樹診断協会 関西支部 支部長
委員	公募市民	今泉 篤	—
委員	土木部長	松本 利久	吹田市 土木部 部長
委員	花とみどりの情報センター 総括センター長	安田 卓宏	吹田市 花とみどりの情報センター 総括センター長
委員	大阪府職員	酒井 毅	大阪府 都市整備部 都市計画室 公園課 課長補佐

## 資料10 参考文献

### (1)道路関係

- 道路構造令の解説と運用（平成16年2月、公益社団法人日本道路協会）
- 道路緑化技術基準・同解説（平成28年3月、公益社団法人日本道路協会）
- 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月、公益社団法人日本道路協会）
- 道路植栽の設計・施工・維持管理－安全な街路樹・危険な街路樹－（平成24年1月、中島宏監修 財団法人経済調査会）
- 都市緑化ハンドブック（街路樹編）美しい街路樹をつくる－樹形のつくり直し－（平成20年6月、社団法人日本造園建設業協会）
- 街路樹剪定ハンドブック－美しい街路樹づくりに向けて－（平成23年8月、社団法人日本造園建設業協会）
- 国土技術政策総合研究所資料 街路樹再生の手引き（平成28年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
- 国土技術政策総合研究所資料 街路樹の倒伏対策の手引き（平成24年1月、国土交通省国土技術政策総合研究所）
- 平成26年度 大径木再生指針（平成26年7月、東京都建設局公園緑地部）
- 平成26年度 街路樹診断マニュアル（平成26年7月、東京都建設局公園緑地部）
- 街路樹等維持標準仕様書（緑地管理編）（平成25年4月、東京都建設局公園緑地部）
- 街路樹等維持標準仕様書（緑地清掃編）（平成25年4月、東京都建設局公園緑地部）
- 土木部緑化基準（街路樹編）（平成12年3月、大阪府土木部）

### (2)公園関係

- 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月、一般社団法人日本公園緑地協会）
- 改訂26版 造園施工管理法規編（平成23年4月、一般社団法人日本公園緑地協会）
- 改訂26版 造園施工管理技術編（平成23年4月、一般社団法人日本公園緑地協会）
- 公園管理ガイドブック－公園を活かし育てる総合手引き－（平成17年5月、一般財団法人公園財団）
- 緑化樹木ガイドブック（平成13年11月、財団法人建設物価調査会）
- 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（平成29年1月20日公示、国土交通省）